令和８年宇治田原町総務建設常任委員会

令和８年９月８日

午前１０時開議

議　事　日　程

日程第１　　付託議案審査

議案第56号　宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第２　　各課所管事項報告について

〇総務課所管

・町制施行70周年記念式典について

〇建設課所管

・新名神高速道路建設事業の進捗について

日程第３　　その他

１．出席委員

委員長	２番	光島善正	委員
副委員長	６番	今西利行	委員
	１番	谷口茂弘	委員
	３番	堀口宏隆	委員
	10番	藤本英樹	委員
	12番	原田周一	委員

１．欠席委員　　なし

１．宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	森田龍矢君
総務政策監	奥谷　明君
総務理事兼総務課長	村山和弘君
建設事業理事	垣内清文君
総務課課長補佐	飯田謙吾君

総務課課長補佐	西谷久弥	君
総務課課長補佐	松原慎也	君
企画財政課長	中地智之	君
企画財政課課長補佐	岡本博和	君
企画財政課課長補佐	角田友和	君
企画財政課課長補佐	三橋吉和	君
税住民課長	奥西正浩	君
税住民課課長補佐	河野一成	君
建設課長	中村浩二	君
建設課課長補佐	衣川信哉	君
建設課課長補佐	山崎浩典	君
建設課課長補佐	田中寿生	君
まち未来創造課長	岡﨑一男	君
まち未来創造課担当課長	植村和仁	君
まち未来創造課課長補佐	明尾洋平	君
農林環境課長	谷出智	君
上下水道課長	下岡浩喜	君
上下水道課課長補佐	市川博已	君
上下水道課課長補佐	石田隆義	君
会計管理者兼会計課長	岡﨑貴子	君

１．職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	西尾岳士	君
主事	松元大和	君

開　　会　　午前10時00分

○委員長（光島善正）　皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本委員会は９月１日の開会日に上程され、付託されました議案第65号の１議案の付託議案審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正）　異議なしと認めます。

ここで理事者より発言を求められておりますので、これを許します。森田副町長。

○副町長（森田龍矢）　皆さん、改めましておはようございます。

本日は、令和８年第３回定例会における総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

当委員会の光島委員長をはじめ、委員の皆様方にはいろいろとお世話になりますが、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

さて、熊本地震や千葉豪雨など最近全国各地で大きな自然災害が続いて発生しているところですが、昨日の予算特別委員会の町長挨拶でも申し上げましたとおり、現在本町では、京都府災害対策本部の呼びかけに応じまして、職員１名を熊本県八代市へ派遣いたしております。

今回の派遣では、９月４日から９日までの６日間におきまして、京都府や府内市町村職員とともに現地の家屋被害認定調査の支援を行っておりますが、このような人的支援は、被災自治体の職員負担の軽減や行政運営の維持はもちろんのこと、派遣された職員が現地で得た経験や課題は、本町の今後の防災体制の強化にもつながるものと考えており、引き続きの要請があれば、次の体制を整えてまいりたいと考えております。

防災に関連しまして、もう一点申し上げます。

宇治田原町消防団の皆様におかれましては、平常時から訓練や啓発を含め、地域防災の中核として多大なご尽力をいただいており、この場をお借りして改めて深く敬意と感謝を申し上げます。特に、本年は、去る８月30日に開催されました第30回京都府消防操法大会に第１分団選抜チームに出場いただくとともに、来る13日には消防団総合訓練、いわゆる町長査閲を実施していただきます。団員におかれましては、既に６月から連夜の訓練に臨んでいただいており、議員各位にもご案内をさせていただいておりますとおり、当日は訓練で鍛えた団員の雄姿をぜひご覧いただきたいと存じます。

本日は、委員長からもございましたように、本委員会に付託されました議案の審査をお願い申し上げますとともに、各課所管事項の報告をさせていただく予定ですので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、厳しい暑さは収まってまいりましたが、秋雨前線による大雨も心配される時期でございます。委員各位におかれましては、ご自愛いただき、ますますご活躍賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（光島善正）　ありがとうございました。

ただいまの出席人数は６名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

◎付託議案審査

○委員長（光島善正）　日程第１、付託議案審査について。

◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（光島善正）　議案第56号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。奥西税住民課長。

○税住民課長（奥西正浩）　改めまして、おはようございます。

それでは、宇治田原町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案第56号資料のほうをご覧ください。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）

等が令和８年３月31日に公布され、原則として同年４月１日から施行されたことに伴い所要の改正を行うものです。

改正の内容についてですけれども、１、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る改正につきまして、扶養親族等申告書については、令和８年分までは所得税の課税対象者は扶養親族等申告書の提出義務があり、個人住民税のみの課税対象者は提出義務がありませんでしたが、改正により、令和９年分から個人住民税の課税のみの方に対しても賦課決定に必要な人的控除の情報を得るため、提出義務の範囲を拡大するものです。

施行日につきましては、令和９年１月１日からでございます。

続きまして、２、町民税の住宅借入金等特別税額控除に係る改正につきまして、所得税において住宅ローン控除の借入限度額等の見直しを行った上で、適用期限を５年間延長するものでございます。

施行日につきましては、こちらのほうも令和９年１月１日からでございます。

以上となります。

○委員長（光島善正）　ありがとうございました。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一）　それでは、少しご質問させていただきます。

先ほどの説明で今回公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直すということなんですが、今回のこの36条の３の対象者で、所得税法上の申告をする人と公的年金等受け取る人、この双方あると思うんですが、どれぐらいの対象者、人数になっているのか、まずお聞きします。

○委員長（光島善正）　奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩）　直近の申告の数字になるんですけれども、所得税の課税対象者が約780名で、今回対象となる住民税のみの課税対象者に関しましては、約310名となっており、310名そのうち約40％弱の130名ほどが確定申告のほうを行っているという状況になっています。

○委員長（光島善正）　原田委員。

○委員（原田周一）　780名、310名ほどということなんですけれども、そのうちここに書かれています扶養親族の申告をされている人はどれぐらいでしょうか。

○委員長（光島善正）　奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩）　ちょっと先ほども最後のほうに申し上げたとおり、約40％の

130名ほど、その方が全員扶養親族だけということは限らないんですけれども、その130名の方が扶養親族とあと控除関係、保険料とか医療費、そちらのほうの申告を行っているという状況になっております。

○委員長（光島善正）　原田委員。

○委員（原田周一）　今年度の実績で言いますと、大体この150万、正確に言うと、148万ですか、以上の人が対象ということなんですけれども、その辺で従来住民税だけを納めている人なんかも今回申請の対象になるということが理解はできました。

ただ、この条文をちょっと読ませていただいたんですけれども、今回のこれを見てみますと、今回だけじゃなくて、この条文そのものが大体申告者が原則的に今まで公的年金の支払者を経由して、本町の場合ですと、町長に提出する仕組みとなっていると。町民税の申告いうのは、国が管轄する地方税の制度とはいえ、なぜ年金支払者を通すのか、その辺がこの条例を読んでいておかしいんじゃないかというか、おかしいといって、国の制度ですからどうしようもないんですけれども、疑問を感じています。

そういった場合に、そこでお尋ねしたいのは、高齢者の年金受給者、この人たちが正しく申告できているのかどうかいうことはどうでしょうか。

○委員長（光島善正）　奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩）　全員の方が申告が必要かと言われると、そういうことではないんですけれども、申告の必要のある方につきましては、大体の方が申告できているのかなというふうには思っております。

○委員長（光島善正）　原田委員。

○委員（原田周一）　高齢者の中には非課税の方も当然含まれるわけですけれども、正しく申告していないと、いろんな控除とかもあるわけですから、逆に不利益を被るわけですね。だから、その辺のことで、そういった高齢者なんかの対象者に対して、町としてどういうような説明とか指導をしているのか、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（光島善正）　奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩）　窓口相談等があれば、その都度説明をさせていただいていますし、例えば漏れがあったとしても、確定申告なり、後からの町申告をしていただくという形を取らせていただいていますので、それで、対応させていただいているという形になっております。

○委員長（光島善正）　原田委員。

○委員（原田周一）　確定申告等の来られたときに指導とかいう今お話なんですけれども、

来られていない方もおるわけですね、中には。私は、お聞きしたのは、そういった方に不利益が生じていないかということのお尋ねなんです。

だから、これは従来からそうなんですけれども、今後もありますんで、やっぱり税制というのは、制度を知っている人だけが有利になるものではあってはならない。これは当然公平の姿勢がなかったらあかんということで、だから、申告が必要な対象者が申告をしなかった場合、不利益が生まれる。そういうことはあってはならんということで、もっと担当課としては、その辺のＰＲいうのを不公平が発生しないようにお願いしたい。何かあまりできていないような気もします。やっぱり私の周りにも、年金受給者の方で全然全く申告をしていない方も聞いていますんで、そのあたりの指導というか、周知をお願いしたいということです。

それと、関連としまして、今年度から申告を予約制にされたいうことなんですけれども、多分それによって従来みたいに並んで順番待ちというようなことは多分回避されて、申告する住民さんにとってはメリット大きいと思うんですけれども、その辺は、こういう制度をされたということによって、従来の例年に比べて申告数は今年の場合どうやったんでしょうか。

○委員長（光島善正）　奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩）　昨年度、確定申告のほうを予約制にさせていただきまして、一定、住民の方から待ち時間等がないということでご好評をいただいているのが現状となっております。実際多少の待ち時間、ちょっと前が詰まったり、そういったことはございますけれども、大体時間どおりに、予約どおりに申告のほう、受付のほうをさせていただいているという状況になっておりました。

今年度に関しましては、約620名ほどの受付をさせていただいておりまして、令和６年度に関しましては、減税のほうがございましたので、ちょっと少ないんです、約600名ぐらいで、その前の年、通常の年になるんですけれども、令和５年度で680名ぐらいの方が会場のほうで申告をされているということなので、約70名ぐらい減になっているということになっております。

もう一点、税務署のほう、そちらのほうでも今申告のほうは受付はしているとは思うんですけれども、税務署の話を聞いていますと、税務署のほうでも人数は減っているということになっております。

○委員長（光島善正）　原田委員。

○委員（原田周一）　今数字お聞きしていますと、約大体70名ぐらいで、それとちょっと

よく分からないんですけれども、税務署のほうでも減っていると、申告者が。ということは、結局無申告の人が増えているという意味か、あるいは、例えば昨今の状況ですんで、皆電子申告、私もそれでうちのほうやっているんですけれども、そういったことで電子申告に移行されているから、予約のそういうような窓口に来られる人が減っているのかというふうに思っていたんですけれども、そうじゃないんですか。

○委員長（光島善正）　奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩）　原田委員おっしゃられたとおり、基本的にはもう電子申告が普及し出しているということで、減っているというのは現実なところになっております。

○委員長（光島善正）　原田委員。

○委員（原田周一）　ということは、先ほど70名ほどが減、その辺は電子申告に移行されたというふうに、理解は今の言葉でわかるんですが、宇治の税務署でも減っているというのは、やっぱりそういうような電子申告に変わっているから、窓口に来ている人が減ったと、そういう理解でいいんですか。

○委員長（光島善正）　奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩）　宇治の税務署の窓口のほうでもやはり電子申告のほうが進んでいるというお話をお伺いしていますので、電子申告が多く利用されているために、窓口が減っているというふうに税務署のほうでも理解をされているという状況となっております。

○委員長（光島善正）　原田委員。

○委員（原田周一）　何が言いたいかといったら、やっぱり高齢者、やっぱり申告をしないというのは、所得あって申告しないというのは、そのまま極端に言ったら、税金がかからない人もおるのか、あるいはかかっているのか、余計めにかかっているのか、そこら分析しないと分からないですけれども、例えば医療費の控除にしろ、何にしろ、やっぱり有利な条件というのがありますよね、負担者というか、住民にとって。

　だから、そこらをしっかり指導してもらわないと、せっかくの住民の権利、それでいて、町としては１円でも余計めに税金を取るということはあると思うんですけれども、また決算のときに言いますけれども、それに対して今年も何か不納欠損がようけあったように、数字を見ていたら明記されているんですが、それはそのときにまた質問させていただきますけれども、せっかくのこれは収入と、それからきっちりと納めていただくということを、窓口として住民に徹底してもらいたいというのと、それと、特に、高齢者の電子申告というたかって、やっぱり無理な方もお見えやと思いますので、そこは窓

口としてしっかり丁寧に説明していただきたいと思いますんで、よろしくお願いいたします。ただ、やっています、やっていますだけでは同じような問題がずっと起こりますので、よろしくお願いしておきます。

以上です。

○委員長（光島善正）　ほかに質疑ございませんか。今西委員。

○委員（今西利行）　今の原田委員の質問に関連してですが、つまり個人住民税均等割のみ課税されている方も申請について義務化される代わりに、今おっしゃっていました、確定申告しなくても人的控除が受けられると考えていいですか。

○委員長（光島善正）　奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩）　人的扶養親族のみになりますけれども、医療費とか保険料に関しては申告が必要ということになります。

○委員長（光島善正）　今西委員。

○委員（今西利行）　だから、例えば医療とか申告する必要がないという方にとってみたら、もう申告されませんよね。だから、もしこういう制度ができれば、確定申告しなくても、控除されると理解してもいいですかと聞いているんです。

○委員長（光島善正）　奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩）　扶養親族のみであれば、それで確定申告をしなくてもいいということに、年金機構のほうからデータのほうは来ますので、その代わりしっかり扶養親族届を提出していただくという必要はあります。

○委員長（光島善正）　今西委員。

○委員（今西利行）　先ほど原田委員からありましたけれども、住民にとって法律の整備が適切にされたと、課税が適切になされると考えてよろしいですか。

○委員長（光島善正）　奥西課長。

○税住民課長（奥西正浩）　何回も繰り返しになりますけれども、あくまでも扶養親族届ということになりますので、それに関しては、本人さんが提出していただければ、きっちりデータのほうはやっていきますので、きっちり控除されるということになります。しかし、医療費とか保険料に関しては、確定申告をしていただかないと分からない、控除されないということになります。

○委員長（光島善正）　今西委員。

○委員（今西利行）　分かりました、それは理解しておりましたので。

だから、法整備がされるということで、適切な課税がされるというふうに私は理解し

ております。

以上です。

○委員長（光島善正）　よろしいですか。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正）　ないようですので、質疑をこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正）　異議なしと認めます。

議案第56号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正）　討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成に方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（光島善正）　挙手全員。よって議案第56号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

以上で今回総務建設常任委員会へ付託されました１議案の審査を終了いたします。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、９月28日の本会議において討論される方は、討論通告書を９月24日木曜日午後５時までに議長宛てに提出してください。

◎各課所管事項報告について

○委員長（光島善正）　日程第２、各課所管事項報告についてを議題といたします。

総務課所管の町制施行70周年記念式典について、説明を求めます。村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘）　改めまして、おはようございます。

それでは、町制施行70周年記念式典につきまして、ご説明のほうを申し上げます。

まず、１、趣旨でございますが、皆様ご承知のとおり、宇治田原町が生まれ70回目の誕生日を迎えるに当たりまして、まちづくりの礎を築かれた先人に感謝するとともに、これからの町の未来を住民、事業者、行政が一緒になって共につくっていく契機として記念式典を開催するものでございます。

次に、２、内容でございます。記念式典を９月30日水曜日午前９時30分から正午にかけまして、総合文化センターさざんかホールにおいて開催をいたします。

第１部が式典でございまして、開式をし、維孝館中学校吹奏楽部によります記念演奏、そして、事前に制作をいたしております動画の上映、町長が式辞を述べまして、来賓の方々より祝辞を頂戴し、議長からご挨拶、そして、表彰状並びに感謝状の贈呈へと進めてまいりたいと考えております。

第２部がイベントといたしまして、宇治田原郷「茶音頭」伝承会によります茶音頭、ＰＲ大使の任命式、大使にはホリプロ所属の株式会社永谷園ＣＭ出演中の塚本恋乃葉氏に就任いただく予定でございます。続いて、パネルディスカッションを予定しております。「多様な視点と人材で描く宇治田原町のミライ」仮称でございますが、をテーマに京都文教大学学長でございます森正美氏をコーディネーターに、ＰＲ大使の塚本恋乃葉氏、茶農家の下岡清富氏、そして、みっけ！やましろの代表でございます奥西しろ氏、勝谷町長をパネラーとしてパネルディスカッションを行う予定でございます。

議員の皆様にもご出席をいただきますようお願いを申し上げまして、町制施行70周年記念式典についての説明とさせていただきます。

○委員長（光島善正）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方、挙手願います。藤本委員。

○委員（藤本英樹）　それでは、この式典内容で、まず、記念上映というのは、宇治田原町の歴史的ないきさつを上映するような簡素なものでよろしいですか。

○委員長（光島善正）　飯田補佐。

○総務課課長補佐（飯田謙吾）　今、藤本委員おっしゃられたように、この70年を振り返るのと、未来に向かってという終わり方をする予定で、10分程度の映像を流す予定です。

○委員長（光島善正）　藤本委員。

○委員（藤本英樹）　次に、第２部のイベントの塚本恋乃葉さんという方は、宇治田原町出身のプロ野球選手の塚本善之さんの娘さんということでよろしいですか。

（「ちょっと休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正）　暫時休憩いたします。

休　　憩　　午前10時27分

再　　開　　午前10時28分

○委員長（光島善正）　休憩前に引き続き会議を始めます。

藤本委員。

○委員（藤本英樹）　塚本恋乃葉さんは、本町のＰＲ大使になられるということなんですけれども、ＰＲ大使就任後、どのような活動をされるかというのは計画されているんですか。

○委員長（光島善正）　飯田補佐。

○総務課課長補佐（飯田謙吾）　もちろんこの70周年を機にＰＲ大使になっていただきますので、この式典だけではなく、考えているのは、等身大パネル等作成して公共施設に設置し、ＰＲ大使に就任されましたというＰＲをしたり、あとは、町のイベントとかにビデオメッセージを寄せていただくなど、また、ホリプロさんとも調整しながら、ＰＲ大使としていろんな活動していただきたいと考えております。

○委員長（光島善正）　藤本委員。

○委員（藤本英樹）　70周年の記念の式典のサプライズゲスト的な存在になろうかと思いますし、塚本恋乃葉さんというと、永谷園のＣＭとかあと「踊る！さんま御殿!!」とか「世界の果てまでイッテＱ！」とかバラエティー番組にもよく出てはる方なんで、町民のほうにこういう方がゲストに来られますということを周知のほう徹底のほうよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（光島善正）　それでは、ほかに質疑のある方ございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正）　ないようですので、これにて総務課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に上げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項報告を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正）　当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正）　これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休　　憩　　午前10時30分

再　　開　　午前10時32分

○委員長（光島善正）　休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について始めます。

建設課所管の新名神高速道路建設事業の進捗について説明を求めます。山崎建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（山崎浩典）　それでは、新名神高速道路の進捗状況のご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、年２回、９月と３月に進捗状況を報告させていただいているものとなります。

それでは、お配りさせていただいております資料の１枚目、Ａ４のほうと２枚目Ａ３のほうを併せてご覧いただきたいと思います。

Ａ３のほうにつきましては、ＮＥＸＣＯのほうから資料提供いただいておりまして、青色が終了した工事となり、緑色のほうが現在施工中のものとなっております。

町内の工事区を取りまとめたものが、前につけさせていただいているＡ４となりますので、Ａ４のほうを基に説明のほうをさせていただきます。

まず、３月報告以降、新たな契約等は発生しておりません。その中で、宇治田原トンネルの欄に書かせていただいております宇治田原トンネル東工事（その２）及び禅定寺地区の欄に書かせていただいております宇治田原工事（大字禅定寺、緑苑坂）の２工事につきましては、今回工期のほうが残整理等のため延長されております。

それでは、全体の工事の施工状況について、上のほうから順次説明させていただきます。

まず、宇治田原インターチェンジにつきましては、引き続き地盤改良工事や切土工事のほうを施工されております。

宇治田原第二高架橋につきましては、４件とも完了しております。

宇治田原トンネル（大字郷之口・荒木・岩山地内）につきましては、２件が完了となっており、残り３件の工事が施工されており、施工状況としましては、インバート及び覆工のほうを施工されております。

宇治田原第一高架橋（大字岩山地内）につきましては、３件の工事が全て完了してお

ります。

残る禅定寺地区につきましては、２件の工事が完了となり、残り２件の工事が施工されており、施工状況としましては、切土工事のほうを施工されております。

以上、新名神高速道路の整備状況となります。

○委員長（光島善正）　ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一）　ちょっと１件お聞きしたいんですが、宇治田原のインターチェンジの工事、これがその２のほうで、11年の６月28日というはっきりした日付が入っているんです。今８年ですから３年後ということになると思うんですが、この施工状況見ると、地盤改良工事や切土工事を施工ということで、この11年の６月28日にはインターチェンジが完成するということではないんですか、そこ確認なんですが。

○委員長（光島善正）　山崎補佐。

○建設課課長補佐（山崎浩典）　これはあくまで工期になっておりますので、ここで今完成するというわけではなく、今インターチェンジ（その２）として、こちらのＪＶと結ばれている契約期間という形でご認識いただいたらいいかと思います。

以上です。

○委員長（光島善正）　原田委員。

○委員（原田周一）　これ、非常に住民さんも、先日の一般質問でこの名神を見越した企業誘致とかいうような質問も出ていたようなんですが、３年ということ、それから、あるいは３年プラスアルファとかいうようなことをよく我々耳していて、一体３年なのか３年以内なのか、３年を超えるのかというようなところに非常に懸念があったんです。そのあたりがこの状況からどういったことが類推されるのか、もし答えられる範囲でお願いしたいと思うんですが。

○委員長（光島善正）　垣内理事。

○建設事業理事（垣内清文）　ありがとうございます。

まさしく今住民の皆さん、それから我々も企業誘致の立場からもやはり完成時期というのが非常に重要なポイントだと考えております。これは、京都府知事のほうにも申し上げ、知事のほうからもＮＥＸＣＯのほうには要望いただいているところでございますが、原田委員おっしゃったとおり、完成時期が今明確でないというのが正直なところでございます。

先ほど山崎補佐が言ったように、この11年６月というのはあくまでも工期でございます。ですから、例えば完成をしたというのは、例えば供用開始というところを基準と考えれば、その後の残工事とかいうこともありますので、この時期より後になるのか、それとも先になるのか、今の段階でははっきり我々は分かっておりません。

ただ、少なくとも今発表されておりますのが11年３月、３月なのかどうかは別ですけれども、10年度でプラス一、二年というところが今発表されておりますので、このプラス１年が一体１年なのか、２年なのかというところについて、早く我々も答えをいただきたいと申し上げておりますので、これについては今後もＮＥＸＣＯのほうに強く要望しながら、一刻も早く皆さんにお知らせできるようにしたいと考えております。

○委員長（光島善正）　原田委員。

○委員（原田周一）　まだやっぱり不確定なところが供用開始までにはあるということです。その今言われた一、二年というのが非常に問題で、俗に言う我々プラスアルファ、プラスアルファというてたんですけれども、そのあたりをできる限りＮＥＸＣＯのほうと詰めていただいて、情報を確認でき次第、また我々のほうに、あるいは住民さんのほうにお知らせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（光島善正）　ほかに質疑のある方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正）　ないようですので、これにて建設課所管の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に上げておりますただいま出席の所管分の各課所管事項報告を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら、挙手願います。今西委員。

○委員（今西利行）　私のほうから１点、先ほど副町長のほうからもありましたが、各地で豪雨による被害が起きておりますが、町内においても風雨の関係で樹木、特に竹が道路に倒れかかり通行の妨げになったり、また、側溝に落ち葉などが堆積して、道路に水があふれるというようなことも起こっております。また、側溝の溝蓋が破損して危険なところもありますが、こういう定期的な管理についてお伺いします。

○委員長（光島善正）　中村課長。

○建設課長（中村浩二）　まず、道路に対します樹木、竹林等の倒れでございますが、こちらにつきましては、原則、町として道路の通行上支障となっている場合につきまして

は、緊急対応として処分、処理させていただいております。

また、予見がなかなか難しいのが倒木、倒竹でございますが、それに比べて比較的予見がしやすいというところが側溝の落ち葉堆積による越水というものが分類されるかと思います。こちらにつきましては、雨が予測される場合、定期的に職員によりまして、落ち葉の側溝清掃を行うことによって越水を防いでいるというのが現状でございます。

そのほか倒木、倒竹、それから、先ほど申しました側溝の落ち葉による越水、これが頻発する場所につきましては、職員定期的にパトロールを行って、今の状態を把握して対応を図っておるというところでございます。

以上です。

○委員長（光島善正）　今西委員。

○委員（今西利行）　側溝の溝蓋についても破損している部分あるので、それも併せてお願いしたいと思います。

もう一点、この間の各地の大雨についてですけれども、河川の氾濫が起こっております。河川のしゅんせつについては既にしゅんせつされているところもございますが、まだ必要な箇所も見られると思います。もちろん関係する区からの要望も上っていると思いますが、引き続き速やかなしゅんせつをお願いしたいと思います。

また、１級河川については、府のほうにお願いするということになっていると思うんですけれども、そのあたりも併せてお願いしたいんですが、その点もご答弁願います。

○委員長（光島善正）　中村課長。

○建設課長（中村浩二）　河川のしゅんせつにつきましては、河川の管理者ごとに管理をしているものでございます。府が管理していただいている河川につきましては、府民協働などで府に要望もしてまいりますし、単に府に要望するだけでなくて、やはり職員が現地の状況を視察して、詳しく報告をさせていただいております。

また、町が管理している河川につきましても、住民の方々等からの連絡があった場合につきましては、現地を確認して、必要に応じて実施しておるというところがございます。何分、予算の限りもございますので、その部分は優先的に現状を把握しながら、実施しておるというのが現状でございます。

また、現地を確認して、緊急的に必要になった箇所につきましては、今回の９月の補正予算にてしゅんせつの事業費を計上しておる状況でございますので、その都度必要な対応を図っておるというところでご理解のほうを願いたいと思います。

○委員長（光島善正）　今西委員。

○委員（今西利行）　よろしくお願いしたいと思います。

大変豪雨とか日本各地でそういう危険なことが起こっているので、併せて今後ともまたよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（光島善正）　ほかにございませんか。堀口委員。

○委員（堀口宏隆）　今のに関連してなんですけれども、実際に道路の通行に支障が出ている場合は、緊急対応としてこれまでからも道路管理者によって解消を図ってもらっていると思います。また、倒木竹などの事例が複数回発生する箇所などは、土地所有者への注意も行ってもらっていると把握しています。

しかしながら、倒木竹などは本来であれば、土地所有者が適切な管理を行い、道路や周辺土地への倒木竹などを防ぐことが大切であります。私も道に張り出した木々や竹などについては、よく住民の皆様からも意見を伺うことがあります。ついては、道路の安全確保、隣接地の適切な土地管理のため、民地から道路への倒木竹、枝等の張り出し防止への啓発や条例、規則などにより所有者等の責務の明文化なども検討いただきたいと思いますので、私からの意見として述べさせていただきます。

以上です。

○委員長（光島善正）　ほかにございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正）　当局から何かございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正）　これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

◎その他

○委員長（光島善正）　次に、日程第３、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正）　当局から何かございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（光島善正）　事務局から何か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（光島善正）　ないようでございますので、日程第３、その他について終了いた

します。

本日は、付託議案１件、各課所管事項報告と多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終え、終了できましたことにお礼申し上げます。

第２四半期も終盤に差しかかり、下半期に入ろうとしていますので、確実な事業執行に努めていただくことを強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告については今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

10月の閉会中の委員会においては、第３四半期の執行状況の報告を願う予定としています。10月21日午前10時から予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉　　会　　午前10時46分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長　　光　島　善　正